

持続可能な京都観光を推進する優良事業者表彰制度要綱

令和4年12月21日 観光政策担当局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、「京都観光行動基準（京都観光モラル）」に沿った、優良な取組を行っている事業者を表彰することにより、事業者の更なる意欲向上を図るとともに、優良事例の発信を通じて、持続可能な京都観光の実現に資する取組を促進することを目的とする。

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者若しくは小規模企業者又はこれと同等と認められる者をいう。
- (2) 大企業者 前項に規定する中小企業者以外の会社をいう。
- (3) 地域団体 地域で活動を行う、自治会・町内会、学区自治連合会、保勝会、商店街などの団体をいう。

(表彰対象)

第2条 表彰の対象は、以下の要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 京都市内で観光客に直接サービスを提供する中小企業者または大企業者（以下「事業者」という。）であり、創業又は法人設立後、1年を経過していること。ただし、宗教活動又は政治活動を事業目的としている者を除く。
 - (2) 京都観光モラル推進宣言事業者に認定されていること。
 - (3) 別に定める期間内に、京都観光モラルの「観光事業者・従事者等の皆様と大切にしていきたいこと」に掲げる4つの項目に則した、他の事業者の参考となるような優良な取組を行ったこと。
 - (4) 地域団体から、表彰について推薦を受けていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。
- (1) 市税、府税、国税、本市の水道料金及び下水道使用料を滞納している者
 - (2) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者
 - (3) 過去5年間に、法令等に違反し処分等を受けた者
 - (4) 代表者、役員又はその使用人が、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者の者
 - (5) その他表彰者としてふさわしくない者

(募集及び応募の方法)

第3条 市長は、年度ごとに期間を定め、表彰対象者を公募する。

2 表彰を受けようとする者は、申請書（第1号様式）に添付書類を添えて、申請しなければならない。

(表彰対象の決定)

第4条 表彰対象は、外部有識者の意見を聴取のうえ、市長が決定する。ただし、表彰にふさわしいものがない場合は、表彰を行わない。

(表彰方法)

第5条 表彰は表彰状を授与することにより行う。

(表彰結果の公表)

第6条 表彰された事業者については、持続可能な京都観光を推進する優良な事業者として公表する。

(表彰の取消)

第7条 市長は、表彰を受けた事業者において、各種法令違反や地域住民等とのトラブルなど、表彰対象者としてふさわしくない事実が明らかになった場合、表彰を取り消すことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。